

財産管理等に関する事務委任契約書

委任者.....（以下「甲」という）と、受任者一般社団法人いきいきライフ協会〇〇（以下「乙」という）とは財産管理等に関する事務について、次のとおり契約を締結する。

第1条（契約の趣旨）

甲は、乙に対し、令和 年 月 日、甲の生活、療養看護及び財産管理に関する事務（以下「委任事務」という）を委任し、乙はこれを受任する。

第2条（委任事務の範囲）

甲は、乙に対し「（裏面）代理権目録（委任契約）」記載の委任事務（以下（本件委任事務）

という）を委任し、その事務処理のための代理権を付与する。

第3条（委任事務の履行）

1 甲は、乙に対し、本件委任事務処理のために必要と認める範囲で、適宜の時期に、代理権目

録に基づく事務を委任することができる。

2 乙は、前項の証書等の引渡しを受けたときは、甲に対し、預り証を交付してこれを保管し、

前項記載の証書等を本件委任事務処理のために使用することができる。なお、善管注意義務を

もって委任事務処理の履行が完了した後、引き渡しを受けたものについては返還するものとする。

第4条（費用の負担）

乙が本件委任事務を処理するために必要な費用は、甲の負担とし、乙は甲の財産を管理する

ための口座を開設し、そこから費用を支出することができる。

第5条（報酬）

1 甲は、乙に対し、本件委任事務処理の報酬として、第3条に定める委任事務処理に必要となる証書等を引き渡した時点より、月額2,200円（税込）を支払

うものとする。また乙は、その管理する甲の財産から毎年6月末日、12月末日の年2回その支払を受けることができる。

2 甲は、乙に対し、本件委任事務処理の報酬として、郵便事務代行を開始した時点より、月額2,200円(税込)を支払うものとする。また乙は、その管理する甲の財産から毎年6月末日、12月末日の年2回その支払を受けることができる。

3 甲は、乙に対し前項の報酬額とは別に、個別支援報酬として別紙「見守りサポート料金表」に記載された報酬を必要に応じて別途支払う。

第8条 (契約の解除)

甲及び乙は、いつでも本委任契約を解除することができる。

第9条 (契約の終了)

本委任契約は、次の場合に終了する。

- (1) 甲が死亡したとき
- (2) 甲又は乙が破産手続き開始決定を受けたとき
- (3) 本契約が解除されたとき

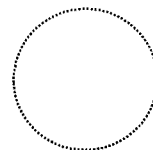
以上、本契約を証するため本書2通を作成し、以下に署名押印し、各自1通を保有する。

年 月 日

(甲) 委任者

住 所

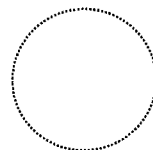
氏 名



(乙) 受任者

住 所

氏 名



代理権目録（委任契約）

- 1 甲に帰属する財産（追加財産を含む。）並びにその果実の管理、保存、処分及び変更に関する事項。ただし、不動産の購入、売却、贈与、その他重要な財産の処分については、個別に甲の同意を要する。
- 2 甲に帰属するすべての預貯金に関する取引（預貯金の管理、振込依頼、払戻し、口座の変更、解約等）、新たな預貯金口座の開設、貸金庫契約、保護預り契約及び金融機関とのその他の一切の取引に関する事項。
- 3 家賃、地代、年金・障害手当等の社会保障給付その他の定期的な収入の受領及びこれに関する諸手続。
- 4 公共料金、保険料、福祉関係施設利用料、福祉サービス費用、介護費用、見守り支援に関する支払、その他の定期的な支出を要する費用の支払及びこれに関する諸手続。
- 5 生活費の管理、日用品その他の生活に必要な機器・物品等の購入等に関する事項。
- 6 遺産分割又は相続の承認・限定承認・放棄。
- 7 贈与若しくは遺贈（負担付の贈与若しくは遺贈を含む。）の受諾又は拒絶。
- 8 遺言書、登記済権利証、実印、銀行印、印鑑登録カード、住民基本台帳カード、個人番号カード・個人番号通知カード、預貯金通帳、年金関係書類、各種キャッシュカード、有価証券及び有価証券預り証、不動産賃貸借契約等の重要な証書等の保管及び各種の手続に関する事項。
- 9 保険契約の締結、変更及び解除、保険金の請求及び受領に関する事項。
- 10 介護契約（介護保険制度における介護サービスの利用契約、ヘルパー・家事援助者等の派遣契約等を含む。）その他の関連福祉サービス利用契約の締結、変更、解除及び費用の支払等に関する事項。
- 11 要介護認定の申請及び認定に関する承認又は審査請求。
- 12 福祉関係施設への入所に関する契約（有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅の入所契約を含む。）の締結、変更、解除及び費用の支払等に関する事項。
- 13 福祉関係の措置（施設入所措置等を含む。）の申請及び決定に関する審査請求。
- 14 医療契約並びに病院への入院に関する契約の締結、変更、解除及び費用の支払等に関する事項。
- 15 住民票、戸籍謄本、登記事項証明書その他の行政機関の発行する証明書の届出、請求及び変更等の手続に関する事項。
- 16 登記・登録・供託の申請並びに不服申立。
- 17 税金の申告・納税・還付請求・還付金の受領並びに不服申立。
- 18 保有する貸地の更新契約の締結、解除・解約、訴訟の提起その他の諸手続。

- 19 裁判外の和解・仲裁契約、行政機関等に関する不服申立及びその手続の追行。
- 20 以上の各事項に関して生ずる紛争の処理に関し、弁護士に対する訴訟行為及び民事訴訟法第55条第2項の特別授権事項の授権に関する事項。
- 21 以上の各事項に関する復代理人の選任、事務代行者の指定に関する事項。
- 22 以上の各事項に付帯関連する一切の事項。